

6

令和 7 年第 1 回

多治見市議会定例会追加議案

令和 7 年 3 月 3 日

目

次

議第46号 多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて…………	1
---	---

議第46号

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて

多治見市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正するものとする。

令和7年3月3日提出

多治見市長 高 木 貴 行

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

多治見市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「12,500円」を「12,900円」に、「13,350円」を「13,700円」に、「14,200円」を「14,500円」に、「10,800円」を「11,300円」に、「11,650円」を「12,100円」に、「9,100円」を「9,700円」に、「9,950円」を「10,500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた多治見市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規

定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。